

自衛隊が活動できる場所

これまで(テロ特措法、イラク特措法)

「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる……地域」(第2条)



政府提出法案(重要影響事態法案、国際平和支援法案)

「現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとする。ただし、……捜索救助活動については、この限りではない」(第2条)

イラクへ陸自部隊が携行した武器

110mm個人携帯対戦車弾



84mm無反動砲



12.7mm重機関銃



ジュネーヴ諸条約第1追加議定書

第52条 民用物の一般的保護

- 1 民用物は、攻撃又は復仇の対象としてはならない。民用物とは、2に規定する軍事目標以外のすべての物をいう。
- 2 攻撃は、厳格に軍事目標に対するものに限定する。**軍事目標は、物については、その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であつてその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすものに限る。**

PKO法改定法案のポイント

1、新設

国連が統括しない活動への参加

2、業務の拡大

「安全確保業務」、「駆け付け警護」を追加

3、武器使用基準の拡大

任務遂行のための武器使用を認める

アメリカの武力行使にたいして 国連が採択した非難決議

1983年
グレナダ侵略

「国際法及びグレナダの独立、主権、領土保全の重大な侵害」

賛成108、反対9、
棄権27
日本は棄権

1986年
リビア爆撃

「国連憲章と国際法の侵害」

賛成79、反対28、
棄権33
日本は反対

1989年
パナマ侵略

「国際法と諸国の独立、主権、領土保全へのはなはだしい侵害」

賛成75、反対20、
棄権39
日本は反対